

令和7年第17回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年9月2日（火）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦 康彰

同 委員 小林 三保

同 委員 仲山 英之

同 委員 岡田 行雄

同 委員 森山 瑞江

議題

1 議案

- (1) 議案第29号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第30号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第31号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告

- ① 令和6年度歳入歳出決算について
- ② 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ③ 区立学校適正配置第二次実施計画（案）について
- ④ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 0時24分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐川 広

教育振興部教育総務課長

杉山 賢司

同 教育施策課長	竹 岡 博 幸
同 学務課長	竹 内 康 雄
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	渡 辺 雅 昭
同 教育指導課長	佐 藤 永 樹
同 副参事	佐 藤 勝 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同 光が丘図書館長	小 原 敦 子
こども家庭部長	関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長	脇 太 郎
同 こども施策企画課長	河 野 一 真
同 保育課長	岡 村 大 輔
同 保育計画調整課長	山 口 裕 介
同 青少年課長	横 山 亜規子
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太
同 在宅育児支援担当課長	小 島 芳 一

教育長

ただいまから令和7年第17回教育委員会定例会を開催する。

案件表に沿って進める。本日の案件は議案3件、陳情1件、協議2件、教育長報告3件である。

1 議案

- (1) 議案第29号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。

議案第29号、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

仲山委員

14ページ、現行では4で、改正案では9となっている部分の初めから3行目辺りに、「証明書等の提出を求めることができる」という表現が使ってあるけれども、これは提出しなくとも構わないのか。そして、なぜこのような表現を使うのかを教えていただきたい。どちらかに決めてしまったほうが分かりやすいのではないか。

教育指導課長

基本的に職員へ提出を求めるが、求めなければいけない、という意味ではない。

仲山委員

このような表現をよく見るのだが、どうか。

教育指導課長

なぜ今までこの表現だったのだろうというところは確認する。基本的には、提出することは必要であると捉えている。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第29号については決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第29号については決定とする。

(2) 議案第30号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。

議案第30号、練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

よろしいか。それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第30号については決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第30号については決定とする。

(3) 議案第31号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。

議案第31号、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

岡田委員

今まで資料1、2、3でご説明いただいたて、これは練馬区の幼稚園の先生方の話なのであるが、いわゆる小中学校に勤めていらっしゃる先生方に対しても同じように変わっていくということか。これは都の話なのだが、関心はそちらにもあるので、もしお分かりであればご説明いただければと思う。

教育指導課長

東京都で改正を行っていると聞いている。この育児に関する部分休業等については、令和7年4月1日から大きく制度が変わっていく。目的は子を養育する職員の仕事と育児の両立、調和の一層の推進ということで、このような休暇の制度が広がっているところである。

なお、10月1日から、先ほどお話しした子育て部分休暇が新設されるので、これは区だけではなく、全国的なものになっていると認識している。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第31号については決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

議案第31号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続したいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

4 報告

- (1) 教育長報告
- ① 令和6年度歳入歳出決算について

教育長

次に、教育長報告である。本日は3件ご報告する。

最初に報告の①番、令和6年度歳入歳出決算についてである。

この報告については、教育振興部、こども家庭部の両部の事業にわたっており、分量が多い。したがって、全体についてご説明をした後、まずはこども家庭部に関する事業についてご説明し、その後、委員の皆様からご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。その後、教育振興部に関する事業についてご説明し、ご意見、ご質問をお聞きしたい。

教育総務課長等

資料に基づき説明

教育長

こども家庭部に関する事業についての説明が終わった。

ここまで各委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いする。

仲山委員

最後の説明の16ページと17ページのところでお伺いしたいのだが、まず16ページの障害児等受入枠の拡大というところである。344名から379名に増やすことができたわけだが、この状態で希望している方は全て受け入れられる状況になったのか。

子育て支援課長

昨年度は4月1日の時点では希望のところに入れないという方が5名いらっしゃったが、個別にご案内をして、例えば放課後等デイサービスの利用といった形でそれぞれ別の対応を図られて、最終的にいわゆる待機という状態にはならないというところで報告を頂いている。

昨年と一昨年も待機はゼロであったので、2年連続で障害児の方については待機ゼロという状況が続いている。

仲山委員

例えば、来年度にこの379名を超えて希望者が出てきてしまったときに急遽対応ができるものなのだろうか。

子育て支援課長

学童クラブのうち児童館の併設の学童クラブについては、いわゆる優先の枠があるが、その枠を超えた場合も他の一般のお子さんの申請と一緒に審査をさせていただき、保育園と同様に指數がつき、現在は障害の有無に関わらず、指數の高いお子さんから順番に定員まで入会を決定させていただいている。そういう意味でいくと、児童館等をご利用いただくことをご案内する。

学校内のねりっこクラブについては、やはり施設環境等が非常に狭隘であったり、またバリアフリーの問題等もある。また、応援の職員が学童の職員しかいないという状況があるので、枠を超えた場合は、先ほど申し上げた児童館等のご利用をご案内するということで対応させていただくこととなる。

仲山委員

その次の17ページである。中高生向け事業の充実というところだが、この中高生向け事業というのは具体的にはどのような事業なのだろうか。17ページの(4)の①のところである。

子育て支援課長

中高生向けの事業として最も分かりやすいのは、児童館の本来の閉館時間を1時間延長して、午後7時までは中高生専用で一般のお子さんは利用できない。館によって少々体制は違うのだが、今は中高生のお子さんだけの時間帯を週に2日から3日つくっており、その中で日によっては、例えば中高生のカフェという、それでお菓子などを持ち寄り、皆で談笑しながら好きなことをするというような事業を実施している。

また、通常の館の事業の中でも中高生向けの行事を展開するという形で充実を図っている。

森山委員

7ページの保育所の障害児保育のことなのだが、医療的ケア児というのは、どうい

った人を医療的ケア児と呼ぶのかということを教えていただきたい。

それから、この医療的ケア児がわりっこ学童クラブなどといった様々なところでもやはり増えて、医療的ケア児を受け入れたと数多く書いてあるのだが、看護師などの職員体制を教えていただきたい。

保育課長

まず、医療的ケア児の対応についてなのだが、教育委員会として統一的に医療的ケア児へのサポートについて、支援方針をつくっている。その中で受け入れる児童のケアの内容というのも決めており、基本は4行為と我々は呼んでいるのだが、その4行為のケアのお子様を受け入れている状況である。

具体的には、導尿、喀痰吸引、血糖値の測定等、経管栄養である。これをベースにしながら受入れを行っている状況である。特に保育園ではどうしても集団保育ができることが前提になってくるので、そういったベースを考えながらケアを図っているような状況である。

また、その体制についても、ご指摘のように看護師、それから保育士の加配ということを条件にしており、ケアに十分対応できるような体制を整えている。

子育て支援課長

学童クラブについても医療的ケアの要件は同じになる。学童クラブでも同様に学童クラブの集団生活ができるのが前提になる。ただ、保育園と違って看護師等の配置が基本的にないので、医療的ケアのお子さんを受け入れるに当たっては、まず知識のある職員の配置をするということと、例えば、たんのケアや導尿のケアなどの実際の作業をする場合には訪問看護ステーションの看護師さんを配置し、必要な処置については看護師の方に依頼するという形で対応させていただいている。

森山委員

練馬区医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会というところではおよそどのようなことを話し合われているのだろうか。また、福祉分野との連携というところは例えばどのようなことだろうか。

保育課長

まず、連携会議の中でどのような議論をしているかというところなのであるが、具体的には、預かっているお子様の事例などを基に各園で行っている事象などを共有し合って、対応の内容について知識を深めていくなどしている。また、新しいアプローチをしているようなことがあれば、その場で共有を図って各施設の取組につなげている。同じ会議体の中に福祉部門も参加して、連携のための打合せなども行っているのだが、具体的な例で言うと、例えば療育施設へのつなぎや、保育所を使っているお子様が療育に行く場合の手段の部分などといった内容を議論するような会議体になる。

岡田委員

13ページのところでお伺いをする。特に4番の事業実績の（3）の保護者支援のことなのだが、結論として保護者支援の拡充と書いてあるので、これから具体的な対策をどのようにしていくかというところをお伺いしたい。

例えば、不登校のお子さんを持つ保護者の方や、少し障害のある子供を持つ保護者の方とお話をすると、家で一対一の場面が非常に多く、保護者の方が多大なストレスを抱えて、もう子供だけではなく保護者の方も限界の状態になる。お子さん自体も学校に行かないなどのいろいろな問題行動を起こすので、保護者の方もそのようなお子さんに対してどのように関わっていいのか分からぬといった悩みを持たれています。

そのため、この保護者支援というのは私も非常に期待をしているところで、そのような保護者の方の悩みに対応していただければありがたいと思っている。それで、このお話を伺いして、そのような保護者の方がこの制度を知って、さらに活用していただければありがたいと思うので、私も周りにこのような保護者の方がいたときに、その方たちにこのようなものを利用したらどうかということもお伝えをしていきたいと思うのだが、拡充策について少し具体的にお話を伺いできればと思う。

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センターでは様々なお悩み等のお話を伺っている。不登校のお子さん等については、学校や学校教育支援センターとの連携は当然として、保護者の方が抱える悩み等については、例えば見守り訪問によりお悩みを聞きに行き、また、それを強化する形で再発防止等支援事業という形で、子ども家庭支援センターの職員が再度お話を伺うような対応をしてきたところである。

加えて、今回、ご案内しているCAREプログラムというものは、子供たちとの肯定的な関わりの中から親子関係を少しずつよくしていくような形の働きかけを学んでいただくものになっている。実際にこれを受けていただいた方は、お子さんの悪い面だけではなく、いい面に着目することによって、お子さんの行動が変わってくるなどして、保護者の方々のお気持ちも変わってくると認識している。

こういった取組を今、児童相談所と連携をしてやっているが、子ども家庭支援センターにも心理職がいるので、こういった研修をセンターとしても実施をして、多くの方に知っていただければと思っている。

そのような意味で子ども家庭支援センターが関わる悩みが深くなる前から、広く親御さんたちにもこういったものを知っていただき、少しでも負担軽減など、親子関係がよくなるように引き続き取り組んでいきたいと考えている。

岡田委員

ぜひそのようにやっていただきたいのだが、保護者の立場からすると、これを知るすべは具体的に何かあるのだろうか。例えば、出張所に行くとチラシが置いてあるなど、またネットで検索して利用できるなどといったことを何か少し教えていただけないか。

子ども家庭支援センター所長

周知の方法は、今、様々ご提案いただいたように区立施設等でのチラシの配布や、あとは地域子ども家庭支援センターにご相談をいただく中で、こういったことについても知っていただけれどと思う。様々な方法を使って周知を図るとともに関係機関とも連携をして、必要な方々にそういった支援の内容が届くような形で対応していきたいと考えている。

小林委員

13ページの事業実績の（2）子ども家庭支援センターの体制強化で、今、増員していただいている65名体制というお話を伺ったのだが、やはり通告の数が右肩上がりというのは、人を増やして拡充を考えていたいのだが、容易ではないのかと思う。

今、児童養護施設等に入所している子供たちには当然、小中学生もいると思うのだが、その子たちが学校にきちんと通えているのかということ、また、地域の方々は、例えば石神井学園近隣の小中学校の保護者の方や一緒に学校に通っている生徒の子たちは、当然それが普通かのように通っているところがあると思うので、学校には通いやすいのではないかということはあるが、その中でも学校に行けなくなってしまったり、何か問題を起こしてしまったりなどということはあるのだろうか。

学校に通っている子は当然、施設の方たちが行事ごとに参加もしてくれ、PTAに加入もしていただいていることが多いとは思うのだが、学校への説明、または保護者への説明はないので、学校に関わっていない保護者は施設の内容がよくわからないところもあり、子供たちの関わりとして少し壁をつくってしまうような関係の学校もあるのではないかと思われるのだが、子供たちを施設に預かっている期間、学校への登校に不安を抱えている子たちに対するケアの状態や、あとは不登校になっている子たちというのが実際ほどの程度いるのかという部分があれば知りたい。

子ども家庭支援センター所長

1点目の通告が増えている現状については、虐待が今まで以上に起こっているというよりも、地域の方々や社会的な関心が高まって、お子さんたちの傷つきという影響も含めて、心配な情報ということで頂くことが多いのではないかと思っている。そのような意味で増えていること自体は、今まで見えなかつたものが見えてきている形になっているという認識があるので、その点は私どもとしても確実にやっていきたいと思っている。

加えて、我々は常に申し上げているのだが、通告は悪いという話ではなく、支援の糸口という側面もある。我々として関わる中で違う支援が必要であれば、地域のネットワークの中でどのように支援していくのかというところで、練馬区としては地域とのネットワークを顔の見える関係の中で家庭を支援するという形で対応しているので、通告が増えたとしても子ども家庭支援センターだけではなく、関係機関との連携の中での支援をしていきたいと考えている。

2点目の児童養護施設のお子さんが学校に行けていない割合等については分から

ないが、施設に入る背景というところで、心理的ケアが必要なお子さんも一定数いるということは私の経験上も認識している。

施設もそういったところについては専門職の配置等でフォローをし、学校等についても支援の中でそういったことも踏まえながら対応している。学校へ行きづらいというようなことがあれば、そういうことについても注力してご対応いただいている。また、施設も学校との関係の中で、先ほど委員からもあったが、学校行事に職員の方が参加いただくなど地域のイベント等にも出席をして地域との関係づくりをしていると聞いている。そのような中で地域の方々にも施設の存在を知っていただくという側面も重要ではないかと考えている。

お子さん同士は、あまり垣根がなく、一緒に生活をして学びを深められているということも聞いているので、要保護児童対策地域協議会の中でも連携をしているのだが、学校や施設等がさらに連携しながら確実に対応していきたいと認識している。

仲山委員

13ページ。(4)のショートステイ事業のところだが、①の親子入所型ショートステイというものはどのようなものかということと、実際にどのような方が利用されているかということに関して教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

親子入所型のショートステイ事業は親御さんとお子さんが生活できるものがそろった部屋で一緒に過ごしていただくような形で実施しているものになる。

実際に利用された方は、まず、兄弟が少し手のかかるお子さんと一緒にいるとなかなか対応が難しく、下のお子さんも不調になってしまいうるようなご家庭で、上のお子さんが移動教室などで少し離れたときにお子さんと2人でゆっくり過ごして、そこで親子関係を深めることができたという形で使っていただくような方がいらっしゃった。

ほかにも想定する方としては、育児が不安なのだけれども、これで合っているかどうかということを含めて知りたいなどのアドバイスを受けたい場合である。親御さんとお子さんが一緒に泊まっていただいて、この辺りで困っているのだというときに、施設の職員からこれでいいのだと教えられたり、さらにこのようにしたらしいのではないかとアドバイスを受けられたりというところで、家の中で抱えずに、こういったサービスの中でもそのようなことを知っていただく事業として実施している。

森山委員

先ほどの親子入所型ショートステイというのは、恐らく子育ての方法が分からぬなど、子供との関係をどのようにつくるかというように悩んでいらっしゃる方もその中にいるのではないかと思った。

先ほどの説明で兄弟との関係がどのようなお話をあった。項目にはないのだが、この障害児とのきょうだい児支援というところもぜひ着目していただければと思う。

子ども家庭支援センター所長

きょうだい児支援については今、福祉部でも取り組んでいると認識している。私もとしても兄弟がお互いに生活の中で様々に支え合うなど、影響もあるということ踏まえて適切な支援ができるように福祉部含め、関係部局と連携して対応していきたいと考えている。

仲山委員

非常に細かいことで教えてもらいたいだけなのだが、5ページである。項、目というところがあって、その目の中に一般管理費というものが記載されているけれども、実際に3ページを見ると一般管理費という目はないのである。これはどのように考えればよろしいのだろうか。

保育課長

款の部分、こども家庭費の上に総務費と記載がある。この一般管理費については総務費の総務管理費の下に連なる一般管理費になっている。

この総務費は、全庁的に職員関係の経費を計上する款になるが、こども家庭費で会計年度任用職員の採用を図っているような経費について一部、総務費に積んでいる経費があり、こちらのボックスの中にもその表記を入れている。

そういう総務費の下につけているということもあり、3ページに記載している教育関係費とはまた別のものということで、3ページの記載には入っていないというものになる。

岡田委員

7ページの4番、事業実績（3）の保育水準の維持向上のところなのだけれども、これは私の考えで恐縮なのだが、小中学校の教育も非常に大事なのであるが、この乳幼児期の教育というのが非常に大切だと私は考えている。この保育水準の維持向上というのは、ここでも書かれているように先生方の研修や人材確保など々々に努めていただいている、大変ありがたいと思う。

特にハローワークで就職相談、面接会などの人材確保支援事業を4回実施したということなのだが、これは具体的にどのように行っているかということを少し教えていただければと思う。研修などといったことは読めば分かるのであるけれども、この辺りの具体的な内容を教えていただければと思う。

保育課長

ハローワークで開催する面接会であるが、ココネリの大ホールを使って実施するようなイメージとなる。参加いただく保育事業者の皆さんのが大ホールの中で個別にブースを設けて、自分たちの保育スタイルのアピールや処遇の説明など、実際に働いてみたいと思う方が具体的に働けるイメージをつかめるような情報を提供する形で行っている。

やはり目的としては、潜在保育士と我々は考えているけれども、かつて保育士で今

はご家庭に入られたという方々も実際に多くいらっしゃるので、そのような方が近くのそういった保育施設で働きたいと思えるような情報提供に努めている。

仲山委員

今まで全てご説明いただいて、非常に細かいところまで気を配っていただいて事業を推進されているということがよく分かった。

教育長

次に、教育振興部に関する事業について説明をお願いする。

学務課長等

資料に基づき説明

教育長

それでは、教育振興部に関する事業についての説明が終ったので、内容について各委員のご意見、ご質問があればお願いする。

仲山委員

23ページの事業実績の(1)の④のところで、タブレットパソコンの更新というところだが、これは来年の4月から置き換わると聞いていたのだが、もう機種の選定は終ったのだろうか。

なぜかというと、やはり軽くて、大きからず小さからずというものを選ばなければならないと思うことと、もう一つは、本体は軽いけれども意外とACアダプターが重くて、結局それを持ち歩くのが非常に負担になるので、ACアダプターのことも考えて機種選定をしてほしいと思うのである。

もし予算があるならば、ACアダプターは家と学校の両方にあって、児童生徒はパソコンだけを持って歩くというのが理想かと思うのだけれども、現状は機種選定に関してどのようにになっているのか教えていただければと思う。

教育施策課長

児童生徒用のタブレットに関しては今年度で前の機種のリースが切れるということで、具体的には来年の3月から新しい機種を考えている。

機種選定に関しては現在進めている。こちらで言うと、昨年度に検討を行ったなどっているけれども、例えば、教員へアンケートをとって、今はグーグルクロームブックというものなのだが、同じものがいいか、別のものがいいかなどといった観点でご意見を聞いて検討を行った。結果的にオペレーティングシステムに関してはこれまでどおり使い慣れているクロームブックということになっている。

今、重さのお話があった。機種選定を進めているけれども、キーボードを用意するということは必須ということになっているため、軽い機種というのはなかなか難しい。あとは、取り外しができるか、もしくは固定型かということがあるけれども、現

在、児童生徒用タブレットとして配付しているのは切り離せない固定型、一体型になっている。

この理由だが、切り離せるものであると、キーボードを使わないときにはそれを置いてタブレットの画面だけで操作できるということはあるのだが、一方で取り外したり接続したりすると、その部分がどうしても脆弱ということがある。現在も相当の数が故障といったこともあり、私どもは扱いやすく壊れにくい機種ということがなるべく両立するような機種選定を行っていきたいと考えている。

そのため、一定程度の堅牢性を維持するとなると重さについては軽減がなかなか難しい。現在の機種は1.32キロあるけれども、新しい機種についても、これがセンセーションナルに軽くなるといったことは正直言ってなかなか難しいかと思っている。

したがって、私どもは運用面で、例えば、タブレットは家庭学習で使うために持ち帰っていただきたいと思っているけれども、教科書などは必要ないものについては、学校に置いて帰っていただくなどの方法を工夫するということで学校のほうにもお願いしている。

また、委員からアダプターのお話があった。こちらも重さを軽減するのはなかなか難しいかと思っている。一方、アダプター2つということも今後、検討する必要はあるかと思っているが、当面の策としては学校に充電保管庫というものを今は小学校1年生のクラス数を配備している。こちらに関して、低学年ということで2年生まで今年度、配備していきたいと考えている。

そのほか、学校全体で使えるものを何台か置いてあるけれども、子供の体力や体格に応じた形で、少しそういった機種や機器も考えながら運用面での工夫をまず行つていき、また学校からの声を踏まえて、さらなる負担軽減については検討していくと考えている。

仲山委員

最優先はやはり軽いものかと思う。一度導入すると、その後しばらくはこれを使わないといけない。やはり、今はランドセルが非常に重たくなってしまっているので、よろしくお願ひする。

岡田委員

25ページである。8番の教員の働き方改革のところなのだが、教員の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフが119名、それから子供たちの支援を行う学校生活支援員が309名ということで、これが令和5年度から比べると51名の拡大ということで、各学校に随分配置していただいていると思って、ありがたい。

しかし、一方で、学校の先生方やスタッフの方々とお話をすると、子供の指導に大変苦労しているというお話も伺うのである。それに伴って先生たちも負担に思っているところもありあるかと思うのだが、これを対応していくとなると、5年度から51名で、これからどのようにサポートする人材を増やしていくのか。現状維持なのか、減らすのかという、その辺りの見通しが何かあれば教えていただければと思う。

教育指導課長

委員おっしゃったように会計年度任用職員、また学校支援員は右肩上がりで増加している現状である。定員は決めているが、学校の要望また状況に応じて追加配置もしている。また、会計年度任用職員であるため上限の時間数は決められているが、その時間数もできるだけ増やす、また学校の状況に応じて対応できるように幅を広く持っている。

ただ、予算もあり、人の確保もあり、人数を倍増するといったところにはなかなかいかない。そのため、この支援員という形では、横ばいで少しずつ、続けている現状である。

それに加えて、教員の働き方改革というところでは、今、学力向上支援員という形でT2という講師の先生を派遣している。基本的には小学校算数、そして中学校の数学、また英語教員を配置することによって、個別の指導や習熟に合わせた指導をしているが、今後はこのような講師の先生たちをどのように確保し、学校に配置していくことによって、区費教員ということではないが、T1として教職に立てる先生や個別に指導ができる先生、また1人でも授業ができる先生をどうやって確保していくかというところが課題になり、また検証していきたいところである。

岡田委員

今のお話の中でどのように配置していくかということがあったのだが、このサポートする先生方を学校では数多く欲しいというのは本音としてはあるのだろうと思うのだが、限られた人数と予算の中で決めていかなければいけないということなので、それは非常に大変な業務だとは思う。

ただ、校長先生方の要望とそれを実際に見ていただく指導主事の方がいろいろと情報交換しながら決めていくのだろうと思うのであるが、現状どのように配置する仕組みなのかは少し説明をしていただけるだろうか。

教育指導課長

配置については各学校1名、そして大規模、学級数が多いところは2名配置というのが基本になっている。また、それを踏まえて各学校からの要望等も併せる。また、特別支援学級が設置されている学校については、そこの学級に1名の配置が基本となっている。

また、今後、教員の確保がかなり進んでいくのではないかという予測も出ている。来年度から3年間かけてということであるが、中学校は35人学級が始まっていく。この流れに加えて、小学校においても教科担任制ということで各学校に加配教員が徐々にではあるが、ついていくという見通しもある。それらを踏まえて配置等もまた検討していきたいと考えている。

また、今、委員おっしゃった指導主事というところも一つの課題になっている。例えば、区によって学校数は違うけれども、指導主事の配置はさほど人数は変わらない。そのため、学校数が多い区については指導主事の派遣人数を増加するよう、23区特別区として東京都に要望している。

小林委員

27ページのコミュニティースクール、学校運営協議会についてお伺いしたいのですが、手の挙がった3校は今までにどのような活動を行ったのか、また、今後このような活動を行う予定があるなどというものがあれば教えていただきたい。

また、やはり地域格差というか、手が挙がったのは3校である。これが小学校のか中学校のかは分からぬが、もともと地元の方が根づいているところから手が挙がったのではないかと私は想像するのだが、今後、段階的に導入するというところで、学校の先生の負担や周りの地元の方たちのご高齢化などもあり、難しいのではないかと思う。

ただ、子供たちにとっては地域の方々に支えていただいて共に成長するというの是非常に必要なことだと思うので、私としてはそのような学校、コミュニティースクールがさらに増えていくだけだといいとは思うのだが、少々理想論かとも思う。そこで、今、コミュニティースクールを実施していただいている3校の実績と今後のビジョンのようなものがあれば教えてほしい。

教育指導課長

まず、3校についてお話をさせていただく。この3校は令和3年度からモデル校として、導入というよりは検証をしてきている現状である。令和3年度、4年度はモデル校として行った。令和5年度は実証校、そして令和6年度に導入という形になる。

また、令和7年度はこの3校に加えて、現在6校を実証校として指定をさせていただいている。令和5年度、そして6年度のときには検証等をしており、こちらの中で幾つか報告が上がってきてるので、ご報告する。

まず、この協議会は年に5回程度行ったこと、また学校経営方針の確認、学校、家庭、地域との情報共有を行ったという学校もある。また、学校公開のある第2土曜日の授業参観のときに地域との連絡協議会を実施した。

そのときには校長先生だけではなく、教務主任の先生であったり生活指導主任の先生であったりといろいろな方々の参加によって、例えば校外学習の様子、または依頼や運動会の行事、学校行事の課題や相談を協議したという学校もある。

地域、保護者、家庭とこのような機会を設けることによって、教員が地域の先生、家庭との連携がうまくできたというような報告も上がっている。

また、課題としてはやはり、理解を深めるための工夫や、さらに多くの人と関わっていく、この輪を広げていく、どのようにすれば広げていけるのかなどというところも上がってはいる。

教育振興部副参事

追加のご説明をさせていただくが、初期の導入3校については、委員からお話をあったとおり、地域と学校の連携、協力体制が強かったという下地があるところが当初立候補していただいたという経緯がある。

今年度、その後に続く6校が新たに実証校としてスタートしているが、こちらの

6校についても、やはり地域的に学校との関係性が強いところ、もしくは校長の経営方針などで地域とより連携を強めていきたいといった方針がある学校などに立候補していただいている。

この学校運営協議会制度については今後も区内他校に拡充していく方向にあるので、これまで取り組んでいただいている学校の様子について報告をさせていただくような機会を今年度中に調整、検討している。

全般的に、実際に他地区でこの制度をご利用になった経験がある校長先生が手を挙げていただいているけれども、そうしたご経験がない校長先生にも制度の説明や実践報告などを通じて、今後、学校として制度を利用していただけるような周知の機会を設けたいと考えている。

森山委員

29ページの練馬区特別支援教育実施方針というところだが、この実施方針を読ませていただいて、本当に安心した。特別支援教育を全否定することなく、やはり個々の特性に応じ、また学ぶ権利を保障するということで、本当に一人一人を大切にしていただけるような感想を持った。ぜひ積み上がった特別支援教育のノウハウや、また実績等を深めて、それを必要とする生徒に広く届けてもらいたいと思った。感想である。ありがたく思った。

学務課長

委員からお話があった特別支援教育の実施方針は多岐にわたる内容を掲載させていただいている。やはり、お子さん一人一人に合った支援というのは非常に大事なところがあるので、今後、こちらの方針に沿う形で具体的な取組も行っていきたいと思っている。また、いずれ教育委員会のほうにも改めてご報告をさせていただきたいと思っている。

- ② 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ③ 区立学校適正配置第二次実施計画（案）について

教育長

それでは、続いて、報告の②番についてお願ひする。なお、報告の③番についても関連する案件となるので、続けて説明をお願ひする。

質疑については報告の③の説明終了後にお願ひする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願ひする。

仲山委員

この決定というのは、もうこれで統合に向けていろいろなことをスタートするという意味の決定か。

教育施策課長

私どもが素案という形で区民にお示しをして、ご説明をさせていただき、取り入れられる部分は取り入れさせていただき、今回は案という形を策定した。これに関して決定を行い、この方向で今後、実施をしていきたいと考えている。

仲山委員

その実施というところが素人なので分からないのだが、その段階ではまだ予算がつかないのか。

教育施策課長

まず、計画を決定させていただく。今回は統合・再編をする学校、もしくは学区域変更を行う学校を計画化している。こういった方向に向け、来年度以降に必要な予算については今後、議会にお諮りして計上していきたいと考えている。

仲山委員

つまり、そこで予算がつかないと実際には計画を実行することはできないわけか。実は、一般の人から見たときに、この案が通ってしまうともう本当に統合が進んでしまうのだと思ってしまう方が大半ではないかと思うのである。この後、例えば実際に工事が進むなどといったところに行くまでにはどのような決定プロセスを経るかということをどこかに明示しておいた方がいいのではないかと思う。

決まった後、再編を円滑に進めるための取組ということは分かるのだが、そこに行く前段階である。まだこのようなことがあって、こういったプロセスを通ると、いよいよこれを行うことになるので、いろいろな準備を始めるというところに行くまでの間が、恐らく私を含め多くの人には分かっていないのではないかと思うのである。

教育施策課長

今回、この適正配置に関しては、まず令和5年度に基本方針を策定して、今後の検討に関する考え方をお示しをさせていただいた。基本方針に関しては、その段階で区民意見反映制度によりご意見を伺った上で策定したものである。

この基本方針の考え方について、昨年度に全校について検討を行い、今回のこの実施計画の素案といった形で、昨年12月に公表させていただいた。

この内容について保護者や地域の皆様方にご理解いただくために、先ほど申した説明会や個別の対応、もしくは区民意見反映制度による意見募集を行ってきた。これも先ほど資料5等でご説明したとおり、その中でご意見を頂いたので、本日ご説明した素案から案に変更する際に取り入れられる部分は取り入れさせていただいた上で、

私どもとして今回、案を策定した。

この計画(案)に関しては区議会の所管の委員会にもご報告をした。そして、本日、教育委員会定例会にもご報告させていただいた。まず、こういったご報告をさせていただいたので、私どもとしてはこの計画はもう「案」を取らせていただき、計画は決定としていきたいと考えている。

その上で今後の進め方としては、先ほど委員からもお話があったこの計画(案)の58ページに記載している円滑に進めるための取組、例えば(1)の準備会の設置ということで地域の皆様方、保護者の皆様方にご協力いただき、統合に向けた様々な協議を行っていきたいと考えている。

また、(2)交流活動の実施ということで、児童生徒の皆様方が円滑に統合・再編できるように様々な交流活動を行っていきたいと考えている。こういったことを行っていく段に入りたいと考えている。

なお、一方で保護者の方にあっては、まだご不安に感じられている部分はあろうかと考えているので、今後もそういったことについては随時お話を伺いしながら、ご不安を取り除けるように取り組んでいきたいと考えている。

また一方、地域の方が今後の地域の在り方についてご懸念されている部分もある。こちらに関しては、この計画(案)の60ページの最も上に2番の跡施設の活用ということもあるけれども、例えば、統合・再編後における地域の振興策といったもの、もしくは避難拠点対応、学校跡施設の在り方などについては、計画決定後に地域の皆様方などとも協議しながら、跡施設の在り方も含めて私どもとしてできる対応について、今後、検討を実施していきたいと考えている。

したがって、計画としては決定させていただいて、この方向に向けて進めていく。その中で予算については必要なものを計上させていただき、そこに関しては当然、議会の同意が必要になるので、そういったことに関してはご理解といおうか、予算を通していただくように私どもは行っていくという進め方を考えている。

仲山委員

区民を代表する区議会が最終的には認めて、それで実際にスタートということか。こちらの寄せられた意見を見ると、教育委員会や検討会が勝手に決めてしまって進めているような受け止め方をされているのだが、案は案としてつくるけれども、最終的には区民を代表した区議会が決定するので、それで決まればもうそれは区民の意見を間接的であるが反映したと考えてよろしいのだろうか。

教育施策課長

まず、私どもはこういった意見を案の策定の段階まで頂いていた。そういった意味で、先ほどご説明申し上げた私どもとしてご心配な点といおうか、例えば通学距離が遠くなるというご意見があった。これに関しては、私どもは基準では徒歩通学可能な距離ということで考えていたが、やはり時間がかかるてしまうといった保護者の方々の懸念があったので、こういったことに関して自転車通学で負担の軽減を図れるようという形で計画案に盛り込ませていただいた。

こういった取り入れられる部分については取り入れさせていただいた上で、今回一度計画（案）を策定し、計画を決定したいと考えている。これは先ほどとお答えが重なるけれども、今後についてもそういうことについては頂いたご意見を随時、私どもで検討させていただき、ご不安やご懸念を減らせるように取り組んでいきたいと考えている。

一方で、私どもは、この計画決定については私どもの手続ということでさせていただきたいと思っているけれども、これもお答えが重なるが、委員も先ほどおっしゃつたとおり、例えば区議会の予算案の承認等々がないと予算が組めないとということになってしまう。したがって、これに関しては今後、予算編成の段階で区議会にお示しをするということになるけれども、そちらについては説明をし、私どもとしては原案どおり通していただきたいということで、それは行っていきたいと考えている。

もう一点、実は懸念されている方々から区議会に対して陳情が出されていた。これに関しては、例えば、保護者や地域との合意形成なしに統廃合を決定しないでほしいといったご意見、もしくは、先ほど少し申し上げた対象校を選定するための選定基準に関して見直しを行ってほしいといった内容について区議会へ陳情されていただけども、先般、開催された区議会常任委員会でこちらに関しては不採択とすべきものという決定が所管委員会でなされた。

そういう状況もあるので、私どもはそういう意味で言うと、今回、計画（案）から計画にさせていただき、引き続き、ご説明等々しながら、こちらに関しては実行させていただきたいと考えている。

仲山委員

もちろん教育委員会などは実行を目指しているわけだけれども、繰り返しになってしまふのだが、この頂いている意見を見ると、教育委員会と検討会が勝手に決めてしまっているような、勝手にとまでは言っていないが、そのような勘違いをされているように思うので、素案のどこかに、結果的にこれが実行されるときには区議会の承認が議決か、言葉は分からぬが、それをもって実行に移されるということを入れておいた方がいいのではないかと思う。なかなか一般区民はそのような仕組みに関して分からぬというのが実情ではないかと思うのだが。

教育施策課長

おっしゃるとおり、先ほどご答弁申し上げたとおり、私どもは区議会の議決がなければ当然、地方自治制度という中において実行することはできないということになる。そういうことから言うと、仕組みはそういうことで、なかなかそれをご存じではない方もいらっしゃるのは事実かと思う。

しかしながら、どの仕事をするにしても同じような状況があり、区議会の議決が必要だということである。また、この計画（案）にそこをうたうということはそういう意味ではなかなか難しいのではないかと思っている。私どもが今後、説明する段階が多々あると思う。その段で今のようなご説明をし、もしご質問があればそれにお答えをしていきたいと思う。そのため、そういう運用上の対応ということでご理解を

頂戴できればと思っている。

仲山委員

国の適正配置に関する指針の中に地域の理解を得て進めていくというような文言がどこかにあったけれども、実際に今回頂いた意見を見ると、100%理解を得るということにはまだ程遠い状況だが、そういったときに結局、区民を代表している区議会でそれが決まったならば、それはもう国の指針をクリアしていることにつながるのではないかと私はそのように思っている。

岡田委員

結論は私も仲山委員と同じである。この資料5については、非常に時間をかけて全て読ませていただいた。多くが反対意見で、賛成意見の方は一部というのはそうなのだろうとは思うのだが、賛成意見の方で、子供たちが混乱しないように早く決めて、できるだけ準備をしたいというようなこともあり、なかなか賛成意見を言えないという空気の中で、このような賛成意見を寄せられたというのは非常に貴重なことではないかと思った。

それで、これからこれが決まって実施ということになっていくというご説明があったので、この計画に則って進めていただきたいのだが、私が教育関係者である元教員の立場で言うと、子供たちが事故なく、次の新しい学校に行けるようにいろいろなことを考えて、準備を進めていただければありがたいと思う。

特に、少し気になったのは自転車通学などが認められることになるので、自転車に対する安全、また、加害者にも被害者にもなり得るのだなどと、細かいことを気にすると、かなりいろいろなことを考えなければいけないかと思う。

その辺りの準備がまだあるようなので、様々な観点から、子供たちのために準備を進めていただければありがたいと思う。

教育施策課長

委員おっしゃられたとおり、私どもは素案ということで、当初は今年3月に計画決定していきたいと考えていたけれども、まだ説明をしてほしいといったご意見、また、説明会で聞きたいことが聞けないので個別に話を聞けるような機会を設けてほしいといったご意見があったので、引き続き説明をさせていただき、ご理解を得るように努めてきたところである。

そのような中、今回、保護者に対する個別面談等々において、計画がどうなるか分からない、現在の状況では子供の将来設計が描けないので早く決定してほしいといったようなご意見を頂いた。

そういうことがあるので、私どもは今回、計画（案）をお示しし、また区議会でも先ほど申しした陳情の審査を行われたということがあるので、本日、教育委員会定例会にもこのような形でご報告をさせていただくものである。

その中で、多くの保護者の方がおっしゃっていた自転車通学に関しては、繰り返しになるが、私どもは徒歩通学できる距離だと思っているが、負担ということを鑑みる

と、やはりそういったご要望を多く頂いているという状況の中で、自転車通学の地域を決めていきたいと考えている。

自転車通学を安全に行っていただくということに関しては、もう何よりも大事なことだと考えている。こちらの計画にも60ページのところで、先ほど追記をさせていただいた部分であるけれども、交通ルールの徹底やヘルメットの着用等のルールを定めた上でと書いてあるが、こういったことや、努力義務となっているが、ヘルメットの着用、保険の加入もしくは盗難防止等々の対応、こういったことも含めてルールを定めさせていただく。

その上で、例えば、交通安全講習については道路管理者や交通管理者等々とも協議しながら行うなど、安全対策を徹底して行わせていただき、その上で自転車通学を行っていくといったことが大事だということは重々承知しているので、十分配慮してやっていきたいと考えている。

仲山委員

通学路に関するところであるけれども、安全指導を徹底することは当然なのだが、やはり、もう物理的に事故を防ぐということで、ガードパイプがついてないところはつけていただくようにしてもらいたいと思う。やはり、それがあれば防げた事故というのが全国でも数多く起こっているわけなので、そこにはぜひそのような設置をしていただきたいと思う。

教育施策課長

安全対策に関して重要なことは十分承知をしている。先ほども少し申しましたが、その上で、道路管理者などとできる対応については取っていきたいと考えている。

そのうちの一つがご存じのとおり、中学校は通学路が決められてはいないのだが、今回、自転車通学を行っていただく、例えばモデルルート的なものを私どもがお示しをして、そこに対して集中的に安全対策を取っていく。例えば、不足しているような対応で、取れるような対応があるのならば、それは道路管理者と協議しながら行っていくということをあろうかと考えている。

いずれにしても安全対策が重要だということは念頭に置きながら安全に通学いただけるような措置については実施していきたいと考えている。

岡田委員

どうしても意見を申し上げたいことがある。9ページの適正配置の進め方のところである。先ほどのご説明のリード文の中で「より良い学びの実現に向けて」という、これは大変いいことだと思うのだが、このよりよい学びというのが具体的に何かということを考えて、申し上げたい。

リード文の上から2行目の、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを行うためにはある程度の学級の人数が必要だということは、もう私は大賛成なのである。非常に少人数になると、人間関係が固定化されて、このような集団で今、申し上げたようなことがなかなかやりにくい。

これはそうなのだが、最近の子供たちを見ていると、常にこのようなことをやらなくてはいけない。つまり、皆で仲よく、それからお互いに一致団結してなどということが学級文化として常に求められるということに対して大変息苦しさも感じている。

そのため、むしろ、やらなければいけないときには、この多様な考えに触れ合い、認め合い、協力し合いということも大事だと思うのだが、そうではないときには、あえて仲よくする必要もない。気の合わない人たちとうまく付き合っていく方法というのも学んでいく必要があるのではないかと思うのである。最近、特にそれを感じるようになってきた。

したがって、そのためには小規模の学校や少人数学級ではやはり非常に難しい。ある程度の規模を持った学校の中で子供たちがいろいろな人間に触れ合って、まさにここに書いてある、よりよい学びの実現というのを目指す必要があるのだろうと思う。

そのため、常に学級が団結しよう、全員が仲よくななどという文化をもう一度考え方しながら、ある程度の規模を確保していくということも必要なのではないかと思った。これに対する意見なのである。

仲山委員

細かい表現の問題なのだが、資料6-2の23ページの最も上の（3）適正配置後の通学距離というところであるけれども、田柄小学校、光が丘秋の陽小学校とも、光が丘第8小学校の通学区域から1.5キロメートル以内に位置しているということで、この図は前のページの③の周辺図なのである。

そもそも通学区域から1.5キロメートルという表現はどうとったらしいのか。田柄小学校から1.5キロメートルというのであれば明快なのだが、第8小学校の通学区域から1.5キロメートル以内に田柄小学校や光が丘秋の陽小学校が位置しているということなのか。

実は同じような表現がこの後に幾つかある。きちんと何々小学校からという表現もあるし、何々区域から2キロメートルもあり、これは表現を統一するか、一義的に意味が取れるような表現に直したほうがいいと思うのだが。

今の23ページの例で言えば、これはもう図が田柄小学校からの円を描いているので田柄小学校からは1.5キロメートルでいいと思うのだが。

教育施策課長

こちらの学校別カルテの（3）の適正配置後の通学距離の表現については、基本的にどの学校も同じような形で、対象校ではなく近隣校の学校を先に描き、その学校は対象校の通学区域から、基準である小学校は1.5キロ、中学校は2キロ程度ということがあるので、ここに位置しているというような表現をしていた。

これは今おっしゃったとおり、左側の③の周辺図に記載しているが、相手方の学校を中心に捉え、そこから基準の同心円を描くと、光が丘第8小学校の通学区域の遠いところもこの基準の中に入るといったような意味合いで、こういった表現をしている。そして、この表現で統一をしていた。

私どもしてはこれで理解されると思って書いていたのだが、今、委員からあったので少し検討させていただきたいと思う。

仲山委員

今のご説明を聞くと、これでもまさにそのように読めると改めて思ったのである。ただ、やはり見たときにすぐ分からず、私のような人もいるかもしれない。

教育長

少し私から、資料5の37ページのところである。寄せられた意見を続けて書いてあるところで、37ページの中ほどから下、248からその後のページの253までがコミュニティースクールのことについて書いてある。先ほど、コミュニティースクールについてのお尋ねがあったが、最初に3校が先行実施したうちの1校がこの豊溪中になる。

始めたときには、この計画の基となっている第2次の基本方針というものは当然まだなかった。それから、その方針に基づく二次実施計画についても全く影も形もなかったということである。

ただ、学校からの申出によって、こういったコミュニティースクール、モデル実証と、それから本格実施ということで行わせてはいただいているが、これまでのコミュニティースクールにご協力をいただいた地域の皆さんには本当に心から感謝申し上げるけれども、一方で、先ほど岡田先生がおっしゃったような、将来を考えると、どういった教育環境で学んでいただくのが子供にとって最もいいのかということを考えたときに、やはり適正配置というのは検討せざるを得ない。

そういうところでコミュニティースクールの話もあり、我々としては、ここをというときに当然考えることはあった。けれども、今後、コミュニティースクールの全校実施を目指してやっていくときに、このコミュニティースクールがあるからといって、子供たちに不利な教育環境をそのまま続けさせるということを、我々としてはなかなか決定できないという考え方の下、おっしゃっている意見は至極ごもっともであり、我々としても当然このようなことを思われるの仕方ないことかと思つてはいるのだが、やはり将来の子供のことを考えたときにこのままにはしておけないという判断の下、こういった実施計画の案をお示しし、決定をさせていただくという形で今、考えているところである。

先ほどお話が出たので、区としての考え方、教育委員会としての考え方を述べさせていただいた。

教育長

続いて、報告事項の④番、その他の報告はいかがだろうか。

光が丘図書館長

私が春日町図書館の復旧について口頭報告する。

春日町図書館は空調機が故障し、利用制限のご報告をしていました。このたび修理が完

了し、8月28日より通常開館をしている。

開館のご案内については図書館や区のホームページなどで周知を行っている。

利用者の皆様には多大なご迷惑をおかけして大変申し訳なかった。引き続き、点検等を行い、安全稼働に向けて取り組んでいく。

教育長

よろしいか。それでは、本件については終了する。

委員の皆様からその他で何かあるだろうか。

岡田委員

昨日から学校が始まったのだが、恐らく夏休み中の事故、事件はなかったと思うのだが、それを分かっていらっしゃる範囲で教えていただければと思うのだが。

教育指導課長

毎年のように各学校に安否確認等をしている。各学校からは子供が来ていない、行方不明になったなどという報告は特段、今年は上がってない。

教育長

事務局からその他で何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

以上で第17回教育委員会定例会を終了する。